



平成 23 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 エヌ・デーソフトウェア株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 廣志
(JASDAQ・コード3794)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 富田 茂
電話 0238-47-3477

事業・資本提携、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行及び NCSホールディングス株式の取得（子会社化）に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 27 日開催の取締役会において、①パレス・キャピタル株式会社（以下「パレス・キャピタル」といいます。）が無限責任組合員を務めるコーポレート・バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合（以下「CVFファンド」といいます。）との間で、事業・資本提携に向けた覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結すること、②CVFファンドを割当予定先として第三者割当の方法による転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び社債をそれぞれ「本新株予約権」及び「本社債」といいます。）の発行を行うこと及び③CVFファンドが所有するNCSホールディングス株式会社（旧：パレス・キャピタル・パートナーズ株式会社。以下「NCSホールディングス」といいます。）の株式を取得し、NCSホールディングスを子会社とする（以下「本件買収」といいます。）ためにCVFファンドとの間で株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

一、CVFファンドとの事業・資本提携

1. 事業・資本提携の理由

近年、平均寿命の長期化と少子化に伴い加速する高齢化社会の中で、介護・福祉業界では、より多くの高齢者に、より高品質なサービスを提供する必要に迫られております。しかしながら、介護・福祉施設の数には次第に増加する傾向にある一方、介護ヘルパー等の人手は依然として不足していることから、今後は、少ない人員で効率的に介護・福祉サービスを提供するための取組みとして、介護・福祉サービスのIT化に対する需要がさらに高まるものと考えられます。

当社が取扱う介護・福祉・医療に関するソフトウェア分野におきましては、このようなIT化需要を満たすものとして、介護保険制度及び障害者自立支援制度の定期的な改正に対応し、かつ、介護・福祉施設に過度の情報処理投資コストを生じさせない、利便性と価格を両立したソフトウェアの提供が求められております。加えて、先般発生した東日本大震災によって、ユーザーの情報資産の損失リスクが顕在化したことから、最近ではさらに情報資産の損失回避に向けた対応も強く求められるようになっております。

このような介護・福祉・医療に関するソフトウェア業界の動向に対して、当社は、以前から、既存のパッケージソフトウェア事業をクラウドコンピューティングサービスに移行させるなど、クライアントの多様なニーズに対応できる新たな技術・ノウハウを獲得することを当社の短期的な課題として考えておりました。また、当社は、当社の発行する株式の流動性を高め、株価の安定性を高めていくことを当

社の中長期的な課題として認識しておりました。

このような中、当社は、平成 22 年 3 月頃、パレス・キャピタルが無限責任組合員を務める CVF ファンドから提案を受け、それ以来、継続的に以下のような一連の取引（以下「本取引」といいます。）について協議を行っておりました。

- ① 当社が第三者割当の方法により本新株予約権付社債を発行し、CVF ファンドから資金調達を行うこと（資本提携）。
- ② 当社が、上記①で調達した資金により CVF ファンド所有に係る NCS ホールディングスの発行済株式 1,120,500 株（発行済株式総数（1,145,500 株）に占める割合：約 97.8%。以下「買収株式」といいます。）を譲り受けること。
- ③ 上記①及び②と同時に、当社と CVF ファンドの間で、当社及び NCS ホールディングスの経営統合・経営支援を目的とする事業提携を行うこと（上記①の資本提携と併せて、以下「本事業・資本提携」といいます。）。

CVF ファンドは、三菱 UF J 証券ホールディングス株式会社（以下「MUSHD」といいます。）とその他の法人 9 社の共同出資により設立されたパレス・キャピタルが無限責任組合員として運営する組合であります。CVF ファンド及びパレス・キャピタルの詳細については、「一、3. CVF ファンド及びパレス・キャピタルの概要」をご参照ください。

また、NCS ホールディングスは、平成 20 年 8 月当時ジャスダック証券取引所に上場していた日本コンピュータシステム株式会社（以下「日本コンピュータシステム」といいます。）の普通株式に対して、経営陣主導によるマネジメント・バイアウト（MBO）による非公開化を目的として公開買付けを実施した会社であり、現在は日本コンピュータシステムの完全親会社であります。日本コンピュータシステムは、大手システム会社等に対するソフトウェア開発業務の受託を主たる事業としております。CVF ファンドは、MBO の実施以来、その経営に関する知見を活かし、NCS ホールディングスを通じて、日本コンピュータシステムの経営陣とともに日本コンピュータシステムの企業価値向上に努めてきております。

当社は、本取引を検討した結果、将来的に当社株式の希薄化を招く可能性は否定できないものの、①本件買収によって日本コンピュータシステムの有する情報システムソリューションを中心とするソリューション業務に関する技術とノウハウを獲得し、当社のパッケージソフトウェア開発・販売と一体化させることで、SaaS やクラウドコンピューティングサービスへの対応といった、よりお客様に使いやすいソフトウェアとサービスの開発・提供が実現できること（付加価値の創造）、②単に買収株式を譲り受けた場合に比して、併せて本事業・資本提携を行い、過去日本コンピュータシステムの経営に携わってきた CVF ファンドの助言を受ける方が、当社と日本コンピュータシステムのシナジーをより効率的に発揮できることが期待できること、③ CVF ファンドから当社グループの成長戦略の実現に係る支援・経営管理ノウハウ等の提供を受け、また、MUSHD の親会社である株式会社三菱 UF J フィナンシャル・グループ（以下「MUFG」といいます。）の有する有能な人材と自由闊達な意見交換をなすことで、当社グループの経営のさらなる効率化・円滑化の実現が期待できること、④本新株予約権付社債の発行自体も、資金調達手段としても他の資金調達手段に比して相対的に有利な条件での資金調達であること、⑤本新株予約権の行使が本新株予約権付社債の発行後 6 ヶ月間制限されており、本新株予約権付社債又は本新株予約権行使に伴って交付される普通株式（以下「本新株予約権付社債等」といいます。）の譲渡も原則として本新株予約権付社債の発行後 1 年 6 ヶ月間禁止されているなど既存の当社株式の希薄化及び当社株式の流動性に与える影響に一定の配慮がなされていることなどを総合的に勘案し、結論として、本取引が、当社グループの今後の事業戦略に合致し、当社株式の希薄化を上回って当社グループの企業

価値の向上に資するものと考え、本日、当社取締役会において、①本事業・資本提携に向けた本覚書の締結、②第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行、③本株式譲渡契約の締結について決議いたしました。

なお、当社は、本覚書に基づき、本新株予約権付社債に係る有価証券届出書（以下「本届出書」という。）の効力が発生した後に、本新株予約権付社債の発行及び本事業・資本提携に関する正式契約（以下「本事業・資本提携契約」といいます。）を締結し、CVFファンドから本新株予約権付社債に係る資金調達を行った上で、これを買収株式の譲受け代金（総額 800 百万円。以下「本株式譲受代金」といいます。）の一部に充当することで本件買収を実行する予定です。

（注）「SaaS」とは、Software as a Service の略語であり、ソフトウェアの機能のうち、必要なものだけをサービスとして利用できるようにしたソフトウェア又はその提供形態のことを言います。

2. 事業・資本提携の内容

（1）事業提携

当社とCVFファンドが、本届出書の効力発生後に締結する予定である本事業・資本提携契約には、事業提携の内容として、以下の事項についての合意がなされる予定です。

- ① 当社に対する経営支援（パレス・キャピタルによる取締役等の人材派遣、成長戦略の実現に係る支援並びにMUFGの有する有能な人材との意見交換及び各種情報の提供）
- ② 日本コンピュータシステムに対する経営支援（買収後の経営統合支援、モニタリングの継続、営業支援など）
- ③ 当社と日本コンピュータシステムのシナジー創出支援（共同事業委員会運営支援、業務移管支援等）

（2）資本提携

資本提携の内容として、当社は、平成23年5月12日付で、本届出書の効力発生、本事業・資本提携契約の締結などを条件として、CVFファンドを割当予定先として第三者割当の方法により本新株予約権付社債を発行する予定です。本新株予約権付社債の詳細については、「二、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行」をご参照ください。

3. CVFファンド及びパレス・キャピタルの概要

(1)	名 称	コーポレート・バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合
(2)	所 在 地	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
(3)	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
(4)	組 成 目 的	企業の株式等を保有する目的
(5)	組 成 日	平成18年1月19日
(6)	出 資 の 総 額	22,905百万円
(7)	主たる出資者 ・出資者の概要	MUSプリンシパル・インベストメンツ株式会社 (MUSHDが100%出資する会社です。)
(8)	名 称	無限責任組員 パレス・キャピタル株式会社
	所 在 地	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 金井 淨
	事 業 内 容	投資事業有限責任組合財産の管理・運用等
(9)	資 本 金	1,050 万円
	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドの業務執行組員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組員並びに当該ファンドの業務執行組員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

注 本新株予約権付社債の割当予定先であるCVFファンドが取得した本新株予約権付社債に関しては、CVFファンドの無限責任組員であるパレス・キャピタルがその新株予約権の行使請求、新株予約権の行使により交付される当社普通株式の処分、当該普通株式に係る議決権の行使等を行う権限を有します。

当社は、CVFファンド並びにその役員及び主な出資者が、暴力団・暴力団員又はそれに準じる者でなく、また、そのような反社会的勢力との取引関係・資本関係を有しないことについて、割当予定先からその旨の確認書を受領しております。

また、当社は、CVFファンドの無限責任組員であるパレス・キャピタルの社内規程及びパレス・キャピタルの主要な株主であるMUSHDの公表された反社会的勢力に対する基本方針に、同社とその役職員が反社会的勢力との取引等一切の関係を排除する旨の条項があることを確認するとともに、パレス・キャピタルとパレス・キャピタルの株主10社のうち非上場会社7社について、外部の調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（東京都港区）を通じて反社会的勢力との取引・資本関係がないことを確認しております。

さらに、当社は、割当予定先であるCVFファンド及びパレス・キャピタル並びにその役員及び主な出資者・主要株主が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことについて、大阪証券取引所にその旨の確認書を提出しております。

4. NCSホールディングスの概要

- (1) 商 号：NCSホールディングス株式会社
- (2) 代 表 者：橋 徳人
- (3) 所 在 地：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
- (4) 設 立 年 月 日：平成20年5月26日
- (5) 主な事業の内容：1. 有価証券の保有、管理、運用、売買
2. 買収及び合併を対象とした企業への企業診断、投資計画及び経営一般に関するコンサルティング業務
3. 前各号に付帯する一切の事業
- (6) 決 算 期：3月
- (7) 役 職 員 数：4名
- (8) 主 な 事 業 所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
- (9) 資 本 金：5億7,300万円
- (10) 発行済株式総数：114万5,500株
- (11) 大株主構成および所有割合：
コーポレート・バリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合（約97.8%）
- (12) 最近事業年度における業績（連結）の動向

	平成22年3月期
連結売上高	3,237百万円
連結売上総利益	541百万円
連結営業利益	▲19百万円
連結経常利益	▲23百万円
連結当期純利益	▲77百万円
連結EBITDA	140百万円
連結総資産	2,205百万円
連結株主資本	891百万円

注 上記「連結EBITDA」は、連結営業利益、減価償却費（12百万円）、のれん償却費（131百万円）及び無形固定資産償却費（17百万円）の合計額です。

5. 日程

取締役会決議日	: 平成23年4月27日（水）
有価証券届出書提出日	: 平成23年4月27日（水）
本株式譲渡契約・本覚書の締結日	: 平成23年4月27日（水）
本事業・資本提携契約の締結日	: 平成23年5月12日（木）
本新株予約権付社債の払込期日	: 平成23年5月12日（木）

6. 今後の見通し

本取引の実行後の業績見通しにつきましては、現在策定中であります。業績見通しが確定次第、速やかに開示いたします。

二、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

1. 募集の概要

(1) 発行期日	平成23年5月12日
(2) 新株予約権の総数	39個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は金20,000,000円（各本社債の金額100円につき金100円）とし、各本新株予約権の発行価額は無償とします。
(4) 当該発行による潜在株式数	780,000株
(5) 資金調達額	金780,000,000円
(6) 転換価額	本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、1,000円とする。なお、転換価額の修正は行われない。
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当によりコーポレート・バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合に割当てる。
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的・背景

本新株予約権付社債の募集は、「一、1. 事業・資本提携の理由」に記載される通り、買収株式の取得資金の一部を確保することを目的として実施されるものです。

(2) 本新株予約権付社債を選択した理由

当社は、本件買収を行うための資金調達方法として本新株予約権付社債を選択するに当たり、広く他の資金調達方法（例えば、保有する現預金の使用、借入れ、普通社債、公募増資、第三者割当増資など）との比較を行った上で、既存株主の皆様への配慮、財務基盤の強化、金利負担の有無などの観点も含めて慎重に検討いたしました。その結果、当社は、以下のような理由から、本新株予約権付社債の発行が他の資金調達方法に比して既存株主の皆様にとって最良であると判断しております。

まず、当社保有の現預金については、介護分野における法改正や社会情勢の変化に臨機応変に対応するために確保されているものであり、また、今後の戦略的な投資資金としても活用されるべきものであるため、常に相当程度の現預金を保有し続けておくことが妥当であると判断いたしました。

また、借入れ又は普通社債と異なり、新株予約権付社債に付された新株予約権行使に伴って交付される株式は、当社の発行する株式の流動性を高め、株価の安定性を高めていくべきという当社の中長期的な課題に対する解決策として有効であると判断いたしました。

加えて、一般的に新株予約権の行使時期は分散されることから、短期間に大量の株式を発行する時価発行増資と比して、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できるものと判断いたしました。

さらに、第三者割当の方法による資金調達は、株主割当の方法による発行と比して、迅速かつ確実な資金調達が可能であるものと判断いたしました。

そして、その上で、本取引における特殊事情としても、①本新株予約権付社債は、無利息とされていることから通常の株式や社債を発行した場合よりも短期的に財務状況に悪影響を及ぼさないこと、②本新株予約権付社債の発行は、本取引の一環として行われるものであり、「一、1. 事業・資本提携の理由」

に記載の通り、結論として、当社グループの今後の事業戦略に合致し、当社株式の希薄化を上回って当社グループの企業価値の向上に資するものと考えられることなども勘案し、CVFファンドを割当予定先とする第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行は、他の資金調達方法に比して既存株主の皆様にとっても最良であるものと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
780 百万円	21 百万円	759 百万円

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の内訳は、下記のとおりであります。

・有価証券届出書作成費用	1 百万円
・弁護士費用	9 百万円
・登記費用	1 百万円
・コンサルティング費用	4 百万円
・第三者評価機関による価値算定費用	1 百万円
・割当先調査費用	2 百万円
・財務代理人費用	3 百万円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
NCSホールディングス株式の取得	759 百万円	平成 23 年 5 月

当社の取締役会は、本日、CVFファンドとの間で、本株式譲渡契約を締結することを決議しております。当社は、本新株予約権付社債の新規発行により得られる手取金の全て（759 百万円）を、本株式譲渡契約に基づき平成 23 年 5 月 12 日に決済が予定されている本株式譲受代金（800 百万円）の一部として充当し、当社の手元流動資金 41 百万円を本株式譲受代金の残額に充当する予定です。

本新株予約権付社債は、本件買収のための資金調達を目的として発行されるものであり、当該手取金は速やかに本件買収の対価としてCVFファンドに支払われることが予定されております。このため、代替的な資金使途は特に想定しておりません。

なお、当社は、本株式譲受代金の決定に際して、持株会社であるNCSホールディングスの完全子会社である日本コンピュータシステムについて、その事業内容や法務・財務上の問題点の有無等を精査しただけでなく、当社と日本コンピュータシステムとの間のシナジーを詳細に分析し、CVFファンドとの間で当社と日本コンピュータシステムの共同事業計画を協議した上で価格交渉を行うなど、CVFファンドとの間で半年以上に亘って綿密な交渉を実施いたしました。

加えて、当社は、本株式譲受代金の妥当性を検証するために、独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都港区。以下「プルータス」といいます。）に買収株式の価格算定を依頼し、プルータスから平成 23 年 4 月 26 日付株式価値算定書（以下「プルータス株式価値算定書」といいます。）を取得しております。

プルータス株式価値算定書によれば、NCSホールディングスの株式価値総額は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）では 758 百万円から 1,083 百万円まで、類似会社比較法では、総額 507 百万円から 1,009 百万円までと算定されております。（なお、各手法の算定結果の下限値は非流動性ディスカウント 30%を減じたものであります。）

DCF法では、NCSホールディングスの中期事業計画、NCSホールディングスへのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降のNCSホールディングスの将来の収益予想等に基づき、NCSホールディングスが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を分析し、株式価値の範囲を算定しております。

類似会社比較法では、NCSホールディングスと類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じてNCSホールディングスの株式価値の範囲を算定しております。

当社は、上記プルータス株式価値算定書の内容を参考に、日本コンピュータシステムとの間のシナジーやCVFファンドとの間で半年以上に亘る交渉の結果等を総合的に勘案し、本株式譲受代金を金800百万円とすることを決定しております。

NCSホールディングスの概要については、「一、4. NCSホールディングスの概要」をご参照ください。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、「一、1. 事業・資本提携の理由」において述べたとおり、本件買収を含む本取引が、結論として、当社グループの今後の事業戦略に合致し、当社株式の希薄化を上回って当社グループの企業価値の向上に資するものと考えており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の発行条件である、発行価格、転換価額、利率等につきましては、当社の経営環境、財務状況、当社株式の流動性、株価水準等の諸条件のほか、本新株予約権の行使が本新株予約権付社債の発行後6ヶ月間制限されており、本新株予約権付社債等の譲渡も原則として本新株予約権付社債の発行後1年6ヶ月間禁止されていることや割当予定先による当社グループに対するデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、割当予定先との交渉を経た結果、決定されております。

なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者評価機関であるプルータスに対して、本新株予約権付社債の価値の算定を依頼し、平成23年4月26日付で本新株予約権付社債の評価報告書（以下「プルータス評価書」といいます。）を取得しております。プルータス評価書では、本新株予約権付社債について、当社の株価、当社株式の株価変動性（ボラティリティ）、割当予定先の保有方針、平均売買出来高、本新株予約権の行使可能期間、本新株予約権付社債等の譲渡制限等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

当社は、当社の法律顧問である松田良成弁護士（東京都港区）の助言などを参考にし、プルータス評価書により、本新株予約権付社債の発行価格が本新株予約権付社債の公正価値を上回っていることを確認した上で、本新株予約権付社債の利息、払込金額その他の発行条件等を勘案しても、本社債に本新株予約権を付すことによって得られる経済的価値は本新株予約権の公正価値を上回っているものと考え、本新株予約権の払込金額を無償とすることは合理的であると判断しました。さらに、当社は、本新株予約権付社債の発行に伴う本事業・資本提携の結果として当社グループの企業価値の一層の向上が期待できるという点を考慮すれば、単に上記のような定量的な観点からのみでなく、定性的な観点からも本新株予約権の払込金額を無償とすることは合理的であるものと考えております。また、その他の発行条件についても上記に加え「二、2. (2) 本新株予約権付社債を選択した理由」に記載された事由をも勘案の上、合理的であるものと判断しております。なお、後述するとおり、本新株予約権付社債の転換価額

(1,000円)は、平成23年4月26日の当社株式の終値(1,076円)及び同日から遡った1ヶ月の平均株価(1,010円)に対しては一定程度の乖離が見られますが、①本新株予約権の行使が本新株予約権付社債の発行後6ヶ月間制限されており、直ちに行使できる訳ではないこと、②「一、1. 事業・資本提携の理由」において述べたとおり、本新株予約権付社債の発行を含む本取引が、結論として、当社グループの今後の事業戦略に合致し、当社株式の希薄化を上回って当社グループの企業価値の向上に資するものであることなどから、かかる転換価額を含む本新株予約権付社債の発行条件が合理的であるという結論に変わりはないものと判断しております。

また、かかる議論を踏まえ、当社の監査役全員が、当社取締役より発行要項の内容及び上記「二、2. (2) 本新株予約権付社債を選択した理由」記載の事由の説明を受けるとともに、上記プルータス評価書等も考慮に入れて総合的に判断した結果、本新株予約権付社債の公正価値は、本新株予約権付社債の発行価格を下回っているものと認められることから、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととするは「特に有利な条件」(会社法第238条第3項第1号)に該当しない旨の意見を述べております。

なお、ご参考までに、本新株予約権付社債の転換価額(1,000円)は、平成23年4月26日の当社株式の終値(1,076円)に対して7.1%のディスカウント、同日から遡った1ヶ月間の平均株価(1,010円)に対して1.0%のディスカウント、3ヶ月間の平均株価(992円)に対して0.8%のプレミアム、6ヶ月間の平均株価(932円)に対して7.3%のプレミアムを加えた金額となります(平均株価は円位未満小数第1位までを、プレミアム又はディスカウントの値は円位未満小数第2位までを計算し、それぞれ小数第1位及び小数第2位を四捨五入して計算しております。)

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換により新規に交付される株式数は、780,000株(議決権数7,800個)であり、これはそれぞれ平成23年2月14日提出に係る第32期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日時点の当社の発行済株式総数3,478,200株の22.43%及び同日時点の議決権総数33,482個の23.30%に相当し、本新株予約権の行使により1株当たりの株式価値は希薄化が生じる可能性があります。

しかし、当社は、「一、1. 事業・資本提携の理由」において述べたとおり、本新株予約権付社債の発行を含む本取引が、結論として、当社グループの今後の事業戦略に合致し、当社株式の希薄化を上回って当社グループの企業価値の向上に資するものであり、本新株予約権行使に伴って交付される普通株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

割当予定先の概要につきましては、上記「一、3. CVFファンド及びパレス・キャピタルの概要」をご参照ください。

(2) 割当先を選定した理由

本新株予約権付社債の割当予定先であるCVFファンドを運営するパレス・キャピタルは、バイアウトによる独立支援、企業の財務状況の改善支援、成長のための資金調達及び事業会社との共同投資など、幅広いエクイティ・ニーズに応えることに加え、能動的に経営改善・財務改善提案を行うことで投資先の企業価値を高めることを目的としており、例えば株式会社パトライトや株式会社フーズネット等の事業会社に対して、CVFファンドを通じて、株式価値最大化のためのアドバイスを提供してきた実績を有します。また、パレス・キャピタルは、MUFJの中核証券会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と業務提携を行っており、MUFJの金融ソリューション力等を幅広く活用すること

ができる投資ファンド運営会社であります。

当社は、「一、1. 事業・資本提携の理由」において述べたとおり、CVFファンドを割当予定先とする第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行を含む本取引が、結論として、当社グループの今後の事業戦略に合致し、当社株式の希薄化を上回って当社グループの企業価値の向上に資するものであると判断し、CVFファンドを本新株予約権付社債の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

当社は、割当予定先であるCVFファンドが、当社が本件買収を行うことによって実現されるシナジー効果を、さらにパレス・キャピタルの経営資源を活用することでより効果的に創出し、もって当社グループの企業価値の向上に伴うキャピタルゲインを獲得することを目的として、本新株予約権付社債等を中期的に保有する方針であると確認いたしております。

また、当社とCVFファンドが、本届出書の効力発生後に締結する予定である本事業・資本提携契約には、CVFファンドが所有する本新株予約権付社債等の譲渡に関して、以下の事項についての合意がなされる予定です。

- ① CVFファンドが、本新株予約権付社債の発行後1年6ヶ月間に本新株予約権付社債等を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による合意を必要とすること。
- ② 当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、CVFファンドによる当社の同業者等に対する譲渡は禁止されること。
- ③ CVFファンドは、本新株予約権付社債等の譲渡につき事前に当社と協議すること。また、当社に売却先の希望があればCVFファンドはこれを合理的な範囲で可能な限り尊重すること。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から払込みに支障がない旨の確認書を受領しており、また割当予定先から銀行口座の残高証明書を受領しているため、払込みに支障がないものと判断いたしております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成22年9月30日現在)		募 集 後	
佐藤 廣志	30.67%	佐藤 廣志	24.87%
青木 精志	10.95%	コーポレート・バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合	18.89%
エヌ・テックソフトウェア従業員持株会	8.43%	青木 精志	8.88%
住商情報システム株式会社	5.08%	エヌ・テックソフトウェア従業員持株会	6.83%
佐藤 忠宏	2.99%	住商情報システム株式会社	4.12%
株式会社きらやか銀行	2.99%	佐藤 忠宏	2.42%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2.50%	株式会社きらやか銀行	2.42%
きらやかキャピタル株式会社	2.09%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2.02%
鈴木 幸夫	1.66%	きらやかキャピタル株式会社	1.70%
株式会社山形銀行 (常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	1.49%	鈴木 幸夫	1.34%

注 上記「募集前」の持株比率の割合は、所有株式数を平成22年12月31日現在の発行済株式総数(3,478,200株)から同日現在の自己株式の数(129,413株)を控除した数(3,348,787株)で除した上で、小数点第三位を四捨五入して計算しております。

- 2 上記「募集後」の持株比率の割合は、本新株予約権付社債を全て転換した場合の株式を加えて算出しております。具体的には所有株式数を、平成 22 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 (3,478,200 株) と本新株予約権付社債に係る本新株予約権全部が転換価額にて行使されたとした場合の新株予約権の目的である株式の総数 780,000 株との合計額から同日現在の自己株式の数 (129,413 株) を控除した数 (4,128,787 株) で除した上で、小数点第三位を四捨五入して計算しております。

8. 今後の見通し

本新株予約権付社債の第三者割当発行による次期以降に与える影響につきましては、「一、6. 今後の見通し」をご参照ください。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の全てが当初転換価額で権利行使された場合に割当てられる議決権数は、平成 22 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権数 33,482 個の 23.30% となり、本新株予約権付社債の第三者割当による希薄化率が 25% を超えないことから、大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 2 条が求める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続のいずれの手続も必要ありません。

しかしながら、本新株予約権付社債が全て転換された場合、転換後普通株式を持つ CVF ファンドは第二位の株主となり、当社の経営方針等に影響力を有することになる可能性があるものと考えられます。

そこで、当社は、既存株主の皆様の利益を保護するため、上記規則の趣旨に則り、独立第三者の意見の入手を含めた慎重な検討を行いました。

当社は、「一、1. 事業・資本提携の理由」において述べたとおり、本新株予約権付社債の発行を含む本取引が、結論として、当社グループの今後の事業戦略に合致し、当社株式の希薄化を上回って当社グループの企業価値の向上に資するものであると考えられることから、本新株予約権付社債の発行が必要かつ合理的であると判断致しました。

当社取締役会は、公正を期するため、プルータス評価書を取得したほか、当社から独立した第三者としてこの種の取引に知見を有する吉新拓世弁護士（東京都港区）から、本取引は当社の企業価値向上に有益なものであり、買収株式の取得価格の妥当性、本新株予約権付社債の発行条件が決定された経緯の合理性、発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性等を検討した結果、本新株予約権付社債に係る第三者割当は必要かつ相当なものである旨の意見を入手した上で、取締役全員一致で本新株予約権付社債を発行することを決議しております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
連結売上高	3,749百万円	4,140百万円	4,456百万円
連結営業利益	332百万円	711百万円	533百万円
連結経常利益	355百万円	712百万円	534百万円
連結当期純利益	156百万円	149百万円	273百万円
1株当たり連結当期純利益	46.66円	43.34円	81.74円
1株当たり配当金	30円	30円	30円
1株当たり連結純資産	680.69円	716.50円	786.03円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成23年4月26日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,478,200株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	780,000株	22.43%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始値	690円	560円	885円
高値	705円	969円	1,132円
安値	350円	532円	665円
終値	578円	888円	1,022円

② 最近6ヶ月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始値	815円	799円	850円	937円	945円	1,070円
高値	815円	858円	951円	988円	1,132円	1,095円
安値	797円	790円	832円	916円	943円	665円
終値	799円	858円	913円	950円	1,060円	1,022円

③ 発行決議日前日における株価

	平成23年4月26日
始値	1,070円
高値	1,091円
安値	1,070円
終値	1,076円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

10. 発行要項

本新株予約権付社債の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙「エヌ・デーソフトウェア株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行要項」をご参照ください。

三、NCSホールディングス株式会社の株式取得（子会社化）

1. 株式の取得の理由

買収株式の取得は、「一、1. 事業・資本提携の理由」に記載される通り、本取引の一環として実施されるものです。詳細につきましては、「一、1. 事業・資本提携の理由」をご参照ください。

2. 異動する子会社（NCSホールディングス）の概要

NCSホールディングスの概要につきましては、「一、4. NCSホールディングスの概要」をご参照ください。

3. 株式の取得先

CVFファンドの概要につきましては、「一、3. CVFファンド及びパレス・キャピタルの概要」をご参照ください。

4. 取得株式数、取得価額および取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数 (議決権の数 1 個)	— 株 (所有割合 — %)
(2) 取得株式数 (議決権の数 1,120,500 個)	1,120,500 株 (取得価額 800 百万円)
(3) 異動後の所有株式数 (議決権の数 1,120,500 個)	1,120,500 株 (所有割合 約97.8%)

5. 日程

本件買収の日程につきましては、「一、5. 日程」をご参照ください。

6. 今後の見通し

本件買収後の見通しにつきましては、「一、6. 今後の見通し」をご参照ください。

以 上

ご注意：本書は、コーポレート・バリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合との事業・資本提携、第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行及び本株式譲渡契約に関して、一般に公表するため作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。

別紙

エヌ・デーソフトウェア株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発行要項

1.	社債の名称	エヌ・デーソフトウェア株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付） （以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2.	社債の総額	金780,000,000円
3.	各社債の金額	金20,000,000円の一種
4.	各社債の払込金額（発行価格）	本社債の金額100円につき金100円
5.	本新株予約権付社債の券面	記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。 なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
6.	利率	本社債には利息を付さない。
7.	担保・保証の有無	本新株予約権付社債には担保又は保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8.	申込期間	平成23年5月12日
9.	本社債の払込期日	平成23年5月12日
10.	本新株予約権の割当日	平成23年5月12日。但し、本社債の払込金額が第9項に定められる払込期日に払込まれることを割当ての条件とする。
11.	募集の方法	第三者割当の方法による。 （コーポレート・バリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合に対して全額を割り当てる。）
12.	償還の方法及び期限	(1) 満期償還 本社債は、平成27年5月12日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。ただし、繰上償還する場合は第(2)号①及び②に定める金額によるものとする。 (2) 社債権者の選択による繰上償還 ① 組織再編成行為による繰上償還 ア 組織再編成行為（本号①イに定義する。）が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は取締役会）で承認された場合、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）は、償還日（当該組織再編成行為の効力発生日の前営業日又はそれ以前の日とする。）の2週間前までに所定の償還請求書を第20項に記載の償還金支払場所に提出した上で、その保有する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる。当社はかかる償還請求書を受領した場合、償還日に償還を行う。 イ 「組織再編成行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割（承継会社等（本号①ウに定義する。）が本新株予

		<p>約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、且つ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、株式交換又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)をいう。</p> <p>ウ 「承継会社等」とは、当社による組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社をいう。</p> <p>②支配権変動等事由による繰上償還</p> <p>ア 本社債権者は、支配権変動等事由(本号②イに定義する。)が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、所定の償還請求書を第20項に記載の償還金支払場所に提出した上で、その保有する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる。当社はかかる償還請求書を受領後2週間以内に償還を行う。</p> <p>イ 「支配権変動等事由」とは、本新株予約権付社債の払込期日以降、新たな特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50パーセントを上回った場合をいう。</p> <p>(3)償還日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4)償還金支払の取扱いは、財務代理人によって行われる。</p>
13.	買入消却	<p>当社は、払込期日の翌日以降いつでも本社債権者と合意した場合にはかかる合意に従って本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、当該本新株予約権付社債についての社債又は当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p>
14.	利息支払の方法及び期限	<p>該当事項なし</p>
15.	本新株予約権の内容	<p>(1)本社債に付された本新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計39個の本新株予約権を発行する。</p> <p>(2)各新株予約権と引換えにする金銭の払込み 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。</p> <p>(3)本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法</p> <p>①種類 当社普通株式</p> <p>②数 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において適用のある転換価額(本号③に定義する。)で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。</p> <p>また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定</p>

		<p>める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p> <p>③当初の転換価額 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）当初金1,000円とする。但し、本号④に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>④転換価額の調整 ア 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号④イに掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>イ 本号④アの算式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 時価（本号④イ(e)に定義する。以下本号④イにおいて同じ）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。） （ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び当社が存続会社となる合併又は当社が完全親会社となる株式交換により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後の転換価額は払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(c) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは付与する場合、又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他時価を下回る対価で当社普通株式の交付を受けうる証券（時価を下回る条件の取得条項又は取得請求権が付された証券又は権利を含む。以下同じ。）を発行若しくは付与する場合（無償割当ての場合を含む。）</p>
--	--	--

		<p>調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他当社普通株式の交付を請求できる権利の全部が当初の条件で行使又は適用されたものとみなして本号④アの算式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(d) 本号④イ(a)乃至(c)の場合において、基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号④イ(a)乃至(c)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、当該行使請求時に調整前転換価額により当該期間内に交付された株式に加え、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。</p> <p>(e) 本号④アの算式で使用する「時価」は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所（当社普通株式が複数の金融商品取引所に上場している場合には、当該期間中の当社普通株式の出来高合計が最も多い金融商品取引所を意味するものとする。以下同じ。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(f) 本号④アの算式に使用する「既発行普通株式数」は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本号④イ(b)の場合には、本号④アで使用する「新発行・処分普通株式数」は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数含まないものとする。</p>
--	--	---

		<p>ウ 特別配当による調整</p> <p>(a) 当社が、本新株予約権付社債の発行後、特別配当（本号④ウ(d)に定義する。以下同じ。）を行う場合（現金配当に限定されない。）、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、本号に基づく調整による調整後転換価額は、当初の転換価額（金 1,000 円。但し、本号④イに基づく調整が行われた場合には当該調整後（複数行われた場合は最終の調整後）の転換価額。）の半額を下限とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当額}}{\text{時価}}$ <p>(b) 「1株当たり特別配当額」とは、1事業年度における特別配当の額を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金 20,000,000 円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(c) 本号④ウ(a)における「時価」は、当該配当に係る当該事業年度最終の基準日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の金融商品取引所における当社普通株式の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 「特別配当」とは、各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第 455 条第 2 項及び第 456 条の規定により支払う金銭を含む。現物配当の場合はかかる現物の簿価を配当額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金 20,000,000 円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金 20,000,000 円）を当初の転換価額で除して得られる数値（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に 60 を乗じた金額とする。）を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p>(e) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月 1 日以降これを適用する。</p> <p>エ (a) 転換価額の調整に使用する算式における計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(b) 転換価額の調整に使用する算式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額の調整に使用する算式中の調整前の転換価額に代えて調整前の転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p>
--	--	--

		<p>オ 本号④イ及びウによる転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>(a) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(b) 本号④オ(a)のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>⑤本号④により転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> <p>(4) 本新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の新株予約権者は、平成23年11月12日から平成27年5月7日までの間、いつでも本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>(6) 本新株予約権の取得事由 本新株予約権の取得事由は定めない。</p> <p>(7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(9) 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継 当社が組織再編成行為を行う場合、当社は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号①乃至⑩の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権付社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約</p>
--	--	--

		<p>権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>①承継新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>②承継新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>③承継新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権の内容を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第15項第(3)号④と同様の調整に服する。</p> <p>ア 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。</p> <p>イ その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>④承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 各承継新株予約権の行使に際しては、当該承継新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該各社債の価額は、各本新株予約権付社債の払込金額と同額とする。</p> <p>⑤承継新株予約権を行使することができる期間 組織再編成行為の効力発生日又は承継新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、第15項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>⑥承継新株予約権の行使の条件 第15項第(5)号に準じて決定する。</p> <p>⑦承継新株予約権の取得条項 定めない。</p> <p>⑧承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑨組織再編成行為が生じた場合</p>
--	--	--

		<p>本項に準じて決定する。</p> <p>⑩その他 承継新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。また、承継新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p> <p>(12) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第22項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。</p> <p>(13) 本新株予約権の行使請求の方法 ①行使請求しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、第15項第(4)号に定める行使期間中に第22項に定める行使請求受付場所に提出する。 ②行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。</p> <p>(14) 行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。</p> <p>(15) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。</p> <p>(16) 会社法その他法令の改正等により本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。</p>
16.	担保提供制限	<p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。</p> <p>(2) 第(1)号に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
17.	財務制限条項	<p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還期限までの間、各年度の決算期の末日における連結純資産の部の金額を、平成22年3月決算期の末日の連結純資産の部の金額の75パーセント以上の金額とすることを確約する。</p>
18.	期限の利益喪失に関する特約	<p>当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>①当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行い、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>②当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定を受け、特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。</p> <p>③以下に掲げるいずれかの場合において、当社が残存する本新株予約権付社債の全社債権者から書面による請求をうけたとき。</p>

		<p>ア 当社が、本新株予約権付社債に基づく金銭の支払義務に違背したとき</p> <p>イ 当社が、本新株予約権付社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。</p> <p>ウ 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億6千万円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押え又は競売（公売を含む。）の申立てを受けたとき。</p> <p>オ 当社が本新株予約権付社債のいずれかの規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。</p>
19.	社債管理者の不設置	本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。
20.	償還金支払場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
21.	財務代理人	<p>(1) 本新株予約権付社債の財務代理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。</p> <p>(2) 本社債の社債原簿管理人は、財務代理人がこれを行う。</p> <p>(3) 財務代理人は、本新株予約権付社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本新株予約権付社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。</p>
22.	行使請求受付場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
23.	譲渡制限	該当事項なし。
24.	本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告	本新株予約権付社債の社債権者に対し通知をする場合の公告は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に対し直接通知する方法によることができる。
25.	社債権者集会	<p>(1) 本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の新株予約権付社債」という。）の社債権者の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の新株予約権付社債の社債権者集会の日の2週間前までに本種類の新株予約権付社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を通知する。</p> <p>(2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。</p> <p>(3) 残存する本種類の新株予約権付社債の総額（但し、当社が有する本種類の新株予約権付社債の金額の合計額は本種類の新株予約権付社債の総額に算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、本種類の新株予約権付社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の新株予約権付社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p>

26.	費用の負担	以下に定める費用は当社の負担とする。 (1) 第24項に定める公告に関する費用 (2) 第25項に定める社債権者集会に関する費用
27.	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。
28.	本社債の順位	本社債は、本新株予約権付社債の発行要項に従って強制執行可能な当社の直接、無条件、無担保（第16項に記載の場合を除く。）かつ非劣後の一般債務であり、本社債相互の間において、成立の日の前後その他の理由により優先又は劣後することなく、同順位である。
29.	上場申請の有無	無し。
30.	その他	上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。